

平成26年川俣町議会第7回定例会会議録

平成26年川俣町議会第7回定例会は、9月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 斎藤博美君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 菅野正彦君	11番 佐藤喜三郎君	13番 高野善兵衛君
14番 石河清君	15番 遠藤宗弘君	16番 黒沢敏雄君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

12番 五十嵐謙吉君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） おはようございます。1番議員の村上源吉です。

ことしは全国で異常気象による豪雨被害が相次いでいます。平年ですと、全国で700回程度の土砂災害が、ことしは1,100回と多発していることが報道されています。8月20日に広島で発生した豪雨による土砂災害では90名余り、これは通告した際の段階での報道ですが、今現在は70数名の亡くなられた方、不明者の方がおります。また、川俣においては過去に局地的豪雨による土砂災害が発生し、亡くなった方もおります。温暖化が進む近年、川俣においてもゲリラ豪雨等に対する備えが必要と思われれます。

そこで、平成26年3月に改定された川俣町地域防災計画について幾つかの疑問点があるので、当局の考えを伺います。

大きな1点目、川俣町の地域防災計画について問う。

細部1点、避難指示等を発する基準は。

細部2点、局地的豪雨等の情報収集は。

細部3点、町内に自主防災組織は幾つあるのか。

細部4点、川俣町は、特に危険で即対応すべきと考えているところは何カ所くらい把握しているのか。

次に、川俣町商工会不正経理問題についてですが、東北経済産業局は、8月25日に同商工会を補助金等適正化法違反で刑事告発したが、川俣町の考えを伺う。

大きな2点目、川俣町商工会を刑事告発するのか。

以上2点、細部4点について、明確な答弁を求めます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。きょうも、きのうに引き続き一般質問でございます。どうぞよろしく願いいたします。

始めに1番 村上源吉議員のご質問に答弁をいたします。川俣町地域防災計画について問うてございますが、今般の大雨の被害は全国でありまして、特に京都、広島等

では死亡者も出るなど、大きな災害が起こっております。皆様方にお見舞い申し上げますとともに、それぞれの地域において早く復旧できることを願うところでございます。本町においては、今回の大雨によつての大きな被害はないわけでありましてけれども、災害はいつ発生するかわかりませんので、そういった意味ではしっかりと日ごろの予防、防災訓練も含めた対応・対策をとっていかなければならないと、そのように思っているところでございます。そのようなことで、今回の質問について答弁をさせていただきます。

(1) 避難指示等を発する基準はについてのご質問でございますが、現在、避難指示等を発する基準が明確でないことから、昨年の末に見直しを行った川俣町地域防災計画のさらなる修正作業を進めており、その一つとして、避難勧告、避難指示等の判断基準の設定について作業を進めております。基準の区分といたしましては、避難勧告、避難指示に加え、避難勧告の前段として避難準備情報という区分を設置し、町民の皆様到的確かつ迅速な避難を進めていただく対策を講じてまいりたいと考えております。避難勧告につきましては、警報発表時において、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたなど、気象データから災害の危険性が高まっていると判断される場合に加え、河川増水時の水防パトロールなど、気象データにかかわらず危険回避が必要と判断した場合にも避難勧告を行うなどの基準の設置を検討しております。また、避難指示につきましては、生活を脅かすような土砂災害が発生、またはその危険が高まっている場合や、山腹急傾斜地で流木等の流出が発生するといった危険の拡大が予想される場合には、避難指示を行うなどの基準設置を検討しており、これらの基準の設置につきましては、年度内に防災計画に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、局地的豪雨時の情報収集はについてのご質問でございますが、台風や豪雨時の情報収集の手段といたしましては、福島県総合情報通信ネットワークシステム、いわゆる県防災無線システムを活用したテレビ会議を初め、同システムから提供される気象情報ファクスがでございます。また、気象庁が発表する5キロメートル四方ごとに災害発生の危険度を予測する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、福島地方気象台による本町の気象情報を抽出した防災情報等を活用しております。さらに、町におきましては、道路や河川のパトロールの実施に加え、警察署や消防署、そして必要に応じて消防団が行うパトロールによる点検情報等を共有しながら危険箇所の把握に努めているところでございます。

次に、(3) 町内に自主防災組織は幾つあるのかとのご質問でございますが、さきに14番 石河清議員に答弁申し上げましたとおり、現在、当町における自主防災組織は秋山地区の中組自主防災会だけでございますが、毎年消火訓練や負傷者の搬送訓練等の実施に加え、消防団が行うポンプ性能点検に参加するなど、活発な取り組みをいただいております。町といたしましては、地域の特性や防災の重要事項等を熟知された方々による自主防災組織の重要性は十分に認識しているところであり、今後防災に精通した消防団や婦人防火クラブの活動の充実化を図るとともに、地域の皆様方の防

災意識の高揚に努めながら、自主防災組織結成への取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(4)川俣町は、特に危険で即対応すべきと考えているところは何カ所くらい把握しているのかについてのご質問でございますが、平成26年6月に作成し、県に提出した土砂災害警戒避難体制データベースによる川俣町管内の土砂災害危険箇所数につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所が89カ所、土石流危険渓流が204カ所で、合計293カ所でございます。また、土砂災害警戒区域の指定状況につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所が17カ所、土石流危険箇所が57カ所で、合計74カ所となっております、そのうち特に危険と考えられる特別警戒区域の指定を受けている箇所は急傾斜地危険箇所が17カ所、土石流危険箇所が46カ所で、合計63カ所となっております。

次に、2点目、川俣町商工会を刑事告発するのかの、東北経済産業局は、8月25日に同商工会を補助金等適正化法違反で刑事告発したが、川俣町の考えを伺うについてのご質問でございますが、町では平成21年度から平成24年度まで、補助金等を交付した43事業について地方自治法に基づき調査を実施し、今般調査結果を踏まえ、不正請求等が明らかになった10事業について町独自の財源により交付した補助金については全額返還を求めたところであります。町の返還請求に対して、商工会では真摯に応じるとしており、8月22日に返還を求めた9事業分、1,213万7,999円については既に全額返還がなされたところでございます。また、9月1日に返還を求めた残る1事業分の30万円につきましても、近日中に返還されるものと見込んでおります。現在、商工会では、県商工会連合会への支援を受けながら、欠員であって事務局長を新たに配置するなど、再生に向けた体制整備を進めていると聞いております。また、町におきましては9月2日、商工会に対して役職員等の意識改革や法令遵守の徹底等を求めた是正勧告を行い、あわせて適正な業務執行に向けた事務改善計画書の提出を求めたところであります。今、商工会には失った信頼を一日も早く回復し、そして、けん引役として川俣町の商工業の振興と発展をなし遂げることが求められており、町は商工会法に基づき指導・監督を行う県との連携を密にしながら商工会に適正な業務執行を徹底させ、商工業の振興発展のため、最善を尽くす考えであります。議員お質しの刑事告発につきましては、今後の商工会の対応を初め、警察当局や関係機関の対応等の進展を注視していく考えでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 何点か再質問させていただきます。

まず、災害発生の指令を発する基準なんですけど、防災計画で職員の動員、配備の計画があるんですけど、これを読んでみますと、実に文章だけで、現実的でない内容なんです。気象注意報が発表され、なお、警報が発表され、予想されるときで、総務課長が配備を決定したときとか、そういった、今現在、局所的な豪雨とか、そういった

場合の判断基準を示す考えはあるのかどうかをお尋ねします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご質問に答弁を申し上げます。防災計画の表現では災害発生時の体制をとると、避難等の指示を出すというふうな形になっておりますが、国でも空振りを恐れずに勧告するべきだというふうなことは言っておりますので、災害発生が予測されるようなときには、このような災害に対する体制をとり、そして指示を出すというふうな認識で取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 予想されるときって言うんですが、その予想される時期をどの段階で判断するのか。国のほうでは約1日毎程度の大雨の可能性が高くなった場合には気象情報でいろんなのが出てくるわけなんですけど、町としてはどの段階でこの動員をかけるのか。そういったがなの判断基準はどう捉えればよろしいでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

災害発生の予測されるときでございますが、これにつきましては長雨等が続いておるときには、気象庁などから情報が逐次流されております。それらに基づきまして、類計の雨量等も参考にするわけでございますが、局地的な大雨などにつきましても福島气象台のほうからも逐次情報が流れておりますので、そのようなものも参考にしなければならぬ。参考にしてまいる予定でございます。ただし、避難の勧告を出す際に何ミリの雨量が降れば避難勧告を出すと、そういうふうな明確な基準というのは現在は持っておりません。これにつきましては、その状況、現地で土砂災害の状況や河川の流量などのパトロールもあわせ、消防署、警察署などとの情報も迅速に取り合いながら判断をするというふうなことにしておるところでございます。ただし、今後はもう少し踏み込んだ基準、明確な基準というものも設定をしなければならぬであろうというふうに考えておるところでございます。見直し、そして、警察、消防との協議も進めるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 国のほうでは大雨の可能性が高くなるという、24時間目、あとは半日、数時間、始まりとか。そういったのである程度基準を新聞にも報道してはいるんですが、やはり局所的な雨の場合、広島みたく深夜の場合の体制とか、そういったがなはどのように考えているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

深夜における局地的な豪雨につきましては、24時間体制で県のほうからも情報が流れてまいります。役場にも宿直がおりますので、宿直のほうから防災関係の総務課始め、建設課等にも情報が流れるシステムをとっておりますので、そのよう情報が入り次第、直ちに職員は駆けつけ、体制をとるというふうなシステムにしておるところ

でございます。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 宿直に連絡いつてからで間に合うか、間に合わないかがかなり問題だと思うんですよね。やはり、今、テレビ等で、注意報、警報、そういったやつは24時間リアルタイムである程度テレビ等でも報道されますし、事前に体制づくりに入らないと局所的な雨と時間雨量100ミリなどという雨が降った場合、皆さんが宿直から連絡もらってきて、これは大変だということですからさらに細部に連絡するということになれば、当然、これ間に合わないと思うんですが、その辺どういった対応とるのかを確認します。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

ただいま、先ほどの答弁でございますが、全くの局地、瞬間的な雨というふうな場合には、気象庁のほうからの通報というふうな形で情報があり次第駆けつけるというふうなことは申しましたが、事前にある程度予測できる雨雲が通る予定だというふうな場合には、あらかじめ職員は待機するようにしております。去る8月の末でありましたが、このときも大変、大気の状態が不安定でありまして、大雨のおそれがあるという情報がございまして、夕方から夜間にかけても職員は待機して注意報が出るのをその後、待ったという状況で対応をしたところでございますので、今後ともこのように、事前の大気の状態等もよく把握して、早めに早めに対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） その早めの対応とか、事前に待機するというような手段をとって、ぜひ、その対応におくれないようにしていただきたいと思います。

あと、設置後の配置計画の体制なんですけど、対策本部ができた場合の指揮命令系統なんですけど、これは何段階かに分かれていて、総務課長とか、副町長とかという指揮命令が、本町の一本化された指揮命令系統でないのですが、これはどうしてこのような指揮命令系統になってるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

警戒配備の段階に応じて指揮命令をとる者が変わっております。これもフットワークよく体制を立ち上げ、そして機能させるために、このような形をとっておるわけございまして、いわゆる1号配備、これは警報などの情報収集、連絡体制をとるというふうな段階におきましては、防災部署の長であります総務課長の判断としておるところでございます。第2号配備となりますと、これは災害対策本部設置の前提とした配備となり得るわけございまして、この段階では総務課長から副町長並びに町長への進言を申し上げて判断を仰ぐというふうな形でそれぞれの状況に応じてフットワークよく体制を機能させるためにこのような体制としているものでございます。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 災害とか、緊急時の体制になった場合に、こういった何段階の構えをもって移行させるべきとは私は思いません。なぜならば、やはり系統は一本化に最初から立ち上げるべきだと思いますよ。先ほど総務課長が話をしましたが、国では空振りでもいいから早く体制、避難等をとれと言っているわけですね。そうした場合に、何段階にも立ち上げる必要があるのかどうか、私はその辺、ちょっと疑問なんですけど、その辺、どう思いますか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。

まず、初期の段階といたしましては、情報収集が一番大切であるというふうに思っております。そして、予想される危険箇所のパトロールというのが大切だと思っております。これらにつきましては、総務課長並びに土砂関係の建設水道課の課長らとの判断ですぐに情報収集、そしてパトロールをします。それをしながら副町長並びに町長への情報を上げて判断を仰ぐということが、よりフットワークよく対応できるのではないかとこのように考えて、このような形にしておるわけでございます。

いずれにしましても、町長、副町長らの判断というのはそれぞれの段階でもいただいておりますが、まず、情報収集の段階、パトロールの段階では、それぞれの担当課長が積極的に行うというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そうした場合の、配備計画からいって、1号から4号まであるんですが、この場合、避難勧告、避難指示等の町民に発するのはどの段階で、こういったものを発するのかお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 警戒配備をとった段階での住民への情報提供というふうなことではございますが、先ほど町長の答弁にありましており、避難勧告の前にも情報を取りまして、パトロールとあわせて住民へは可能な限り情報を流していております。消防団始め、警察、消防等へもそのような情報を流し、また危険が迫っております行政区等につきましても、電話等でそれらの情報は逐次流しておるところでございます。避難の判断というふうなことにつきましては、それらの情報、パトロールの情報をあわせて町長が判断し、住民に避難の勧告をするというふうな形になっておりますので、ご理解頂戴したいと思います。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そうなると、非常配備体制の3号配備にならないと、本部長というのが出てこないんですね。1号、2号でもう予想されるというような段階で、町民にはただ、どのような指示がされるのか、これが総務課長、副町長等が発するのか、この配属やった後の警戒ね、本部長が出すとなれば、全て本部長一本の指示系統のほうは私は一番ベターかと思うんですが、その辺、配置計画をとった場合、どの段階で

避難勧告とか、避難指示とか、そういったものが出されるのか。この配備計画の中のどの段階で発するのかお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。避難勧告の時期でございますが、特別警戒配備の1号配備をとっている状況の中でも、大変な危機が迫っているということであれば、2号配備を通り越して、3号配備の、いわゆる避難勧告ということもあり得るわけでございます。それにつきましては、その状況に応じて早めの対応をしなければならぬというふうにご考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 飛び越す云々ということで、こういくと、指示命令系統が何となくずたずたになってくるんで、この辺の整備はもう少しされたほうがよろしいかと思えます。

次に、この情報収集なんですけど、川俣町には水位観測、雨量計設置等、何か所ありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。川俣町には雨量計は1カ所設置しております。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 川俣には1カ所、私はそうじゃないと思うんです。山木屋に、口太川の水位観測計が1カ所、あとは雨量計も山木屋には1カ所、県の農林関係でついていると思うんですが、その確認はできていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。山木屋地区の雨量計につきましては、把握をしておりませんでした。早速確認しておきたいと思えます。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 私も土建屋にいたもんだから、河川とかそういったようなところに大分あるんですが、口太川の右岸側に水位観測計、あそこはバッテリー式ですが、ありますね。あとはJRのバス、転回場の上ですか。山木屋小学校の取り付け道路を行って、一番東端の、山のどっかに多分、県の観測計があると思うんで、確認してください。そういったやつも利用すべきかと思うんですが。

それで、今、リアルタイムに情報が入ってくるのはいいんですが、やはり局所的に目に見えた観測体制をとらないと、対応がすごくおくれると思うんですよ。私たち土建屋も大分、経費に入ってからなんていうことで、現場に雨量計設置とかを義務づけられた現場が数多くあります。私も、はっきり言って、花塚の林道の現場では、現場に簡易水量計、そういったものを設置して、現場でも把握してた。だから、そういったのがありますし、そういったやつも今は全て、みんな連動させれば、じかに自分の町でもデータを収集できると思うんですが、そういった雨量計とか、そういったも

のおじまふるさと交流館であれ、人がいる場所ですか、羽山の森美術館とか、そういった公共施設、あと、山木屋の学校であれ、そういった公共の施設に設置する考えはございませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。水量計による雨量観測計でございますが、これは現在川俣町では雨量の統計の収集のために設置しておるわけでございます。局所的な雨、豪雨などにつきましては、今現在は気象庁から流れております地域情報が大変正確でございます、これから5分後、10分後の予測というのが気象庁の専門家の目で判断して情報が流されております。したがって、このようなシステムを今現在は活用しているところでございまして、各地域に水量計の設置、雨量計の設置ということは、今のところは考えていないところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 私ら、子どものころは各学校に温度計、雨量計、大分普及して、学校単位でとってたはずですよ、データをね。やはり、そういった目に見える形をとるのがやはり地域防災には一番ベターなのかなと思うんですよ。国が言うように、川俣町が空振りでもよいから早期の避難とか、そういったような指示がてきぱきと出せばいいです。ただ、誤算があったり待ったりで、やはりおけると、広島のようにはっきり言ってなるわけですが、その辺をしっかりと取り組んでもらいたいと思っております。

あと、この防災計画の災害ですか、水害の辺なんですけど、これはまとめる際に、過去に川俣町で土砂災害が何カ所あったかを入れておかないと、皆さんの一つも役に立たないし、町民にも全然見えない。そこで、お伺いしますが、川俣町でこういった土砂災害等で大きな災害があったのが、何件ほど、ここ50年間で結構ですから教えてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。過去50年間の大規模な土砂災害でございますが、大変不勉強で申しわけございませんが、人命にかかわるものは口太山からの災害というのはまだ記憶に残っているところでございますが、そのほかの土砂崩れ等を伴った災害というものの全ての把握は今、ここには持ち合わせていない状況でございます。防災計画書にもそのような情報は全ては網羅されてはおりませんが、議員がご質問ありましたように、過去の状況から将来を学ぶということは大切かと思っております。今後の見直しの際には、そのようなただいまのご意見は参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 参考まで、私のわかる範囲なんですけど、一番はいきいき荘のすぐ目の前の小作の教員住宅の上、抜けますね。砂防ダム、私がまだ福島の会社にいるこ

ろの話、あれが抜けました。あとは、天神入ですね、あそこも抜けて、住宅の壁まで土砂が押し寄せた。そういったがなが数多くはあるわけなので、その辺もう少し把握しておかないと、どういったところに人が住んでるかということで、前日にも多分質問あったと思うんですが、その辺、よく把握をしていたほうがよろしいかと思います。

そこで、先月の末、20日ごろかい、大雨、さっき言った夕方降った雨で、土砂崩れなどあった報告はございませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。8月20日の夕方から、豪雨がございまして、この雨によりまして小綱木地区と山木屋地区でのり面の崩落がございました。このために、建設水道課のほうでは22日から23日にかけて、土のうをつくって応急の対応もしたというふうなことがございましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それは情報不足だね。若松の住宅の裏が抜けたっていう話は入ってませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。小綱木では大柴地区ののり面崩落という情報は入っておりましたが、私は若松地区の情報につきましては把握はしておりませんでした。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そうすると、各課が全然、庁議であれ、何であれ、全然連絡網がなってないということですね。若松の住宅の裏が崩れて、土砂災害で町の補助金幾らでも受けられないかという話で役場に相談に来たらば、くい柵のくい等だけいただきましたという話があったんですが、そういった相談はあったかは、どこもないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。若松での土砂流出による現物支給というのはございました。総務課のほうで、その現物支給の受付をいたしまして、対応したところでございますが、すみません、私、8月20日の土砂災害によるものというふうな認識でなくいたものですから、大変失礼いたしました。現物を支給して対応していただいたというのは把握してございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 多分、そういう報告はあったと思うんですが、そういう身近で土砂崩れとかがあって、そういう害を及ぼしたというものが必ずあるわけだからね、以前にも多分、若松で今回発生した、多分隣のうちも数年前には同じようなので裏の土砂を撤去した経緯がありますが、やはり住民の安心、安全ということは、やっぱり町が本腰を入れてやらないと絶対これは防げないことだと思うんですよ。その辺をしっかりとっていただきたいと。お願いになってしまうんだか、どうかはわかりません

が、その辺をよく把握して細かいデータを収集してください。

先ほどの、一つ3番目から飛ばしまして、4番目の危険箇所を即対応すべき箇所ということで質問しましたが、町長の答弁はこれ全て県で指定した場所ですよ。確認します。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） お答えします。先ほどの町長の答弁につきましては、県の指定した土砂災害危険箇所数と指定状況及びその中でも特別警戒区域の指定を受けている箇所についてでございます。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 県が指定したからって川俣町全体がほんと危険なのかって言っても、やっぱり場所場所を把握しないとこれは大変町としての対応がおくれてくると思います。いろんな請願、陳情でも上がってきてますが、地域の人らが危ないから要望したりなんだりという件もあるので、そういった場所も再確認とかして、町の注意すべき危険箇所ということで網羅していかないと、全然役に立たないと思うんですよ。私も情報は入れておきましたが、以前、雨でのり面が崩壊して、あるプレハブが半分川に落ちこちていたり、車が下敷きになったりということで、私のほうの地域でもあるんで、そういった数多い小さな崩落とか、そういったものがたくさんあるわけですから、その辺のチェック体制をよくとってもらいたいと、まずは思います。それは要望としておきます。

あと、3番目の自主防災組織なんですけど、これは1カ所というんですが、今後、町はこの自主防災組織づくりにどのように各地域に働きかけていくのか、お伺いします。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 答弁を申し上げます。町内には消防団というすばらしい組織がございまして、いろいろな防災に活躍はしていただいておりますが、あと婦人防火クラブとか、いろいろな団体もございまして、一番は住民、町民の一人一人が防災意識を高めていただくことが一番大切なんではないかと考えております。そのためにも、自主防災組織というのは、その第一歩であるというふうに考えております。したがって、今後、地区の消防団はもちろんでございますが、行政区長会議や、自主会長会議などの際には、このような自主防災組織の立ち上げ、必要性についていろいろと提案し、討論を交わしていきたいと考えております。その中から、要請をいただいて、秋山地区の例を参考にしながら、各地区一つでも多く自主防災組織ができるような体制をとっていきたくて考えておるところでございます。以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 防災計画の総括したと思うんですが、災害要因の中の変化ですか、川俣町の、いわゆる社会的災害要因の変化ということの第4番目ですね、コミュニティ意識の低下であるということが、災害を最小限に食い止めるにはちょっと問題があるということで、町では評価しているわけだよね。そういった場合に、これができて半年、だからまだ一つしかありませんと言うんですが、それでは一つも、町民との

共同の作業ですか、そういったがなで安全を高めれるというがなは一言思うんですが、あと、その辺で、自主防災規約、これを急がなきゃならないというんですが、これはでき上がっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。まだでき上がっておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 皆さんに説明するのには皆さんの体制が整ってないと、各自治会とか、各地区への話といっても、これはちょっと問題あると思うんですよ。まだつくってないということになると。これいつまでにつくるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。自主防災組織の規約でございますが、基本となる規約は早急につくことはできると思っておりますが、あとはそれぞれの組織ができ上がってからそれらの案を参考に、その地区に合った規約をつくっていただくような働きかけをしなければならぬかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 基本となる規約、だから地域の基本的な規約がないと、各地区にはやっぱり人的要因とか、機械的要因からいろいろその地域地域によってあるわけなんで、その基本となる規約をつくらないで、つくってくれ、つくってくれと言っても、これはちょっと順序が違うのかなと思うのですが、この自主防災規約を町としてはいつまでつくるんですかということです。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。自主防災組織の規約の基本的な案というものは、年内にはつくって、各地区のほうにも説明できるような体制をとっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういうがながおくれると、ハザードマップから概要版というのが平成26年3月にできてるんですが、全ておくれると思うんですよ。このハザードマップも今回、避難してきている方が川俣町に宅地を求めたいということで、土地をあちこち見たんだけど、広島の大雨災害があったがなで、今、私が見て歩てる場所はどのなんでしょうということで、ハザードマップをダウンロードした。そしたら、やはり21年のそのままである。こっちの改訂では最低限、震災と原発災害が網羅されてるのね。これは全てこっちをもう一回作り直さなきゃならないのか、せめて震災と原発災害の項目を足しただけでもかなりの役に立つ立派なものだと思うんですが、これいつまでハザードマップのほうも改訂するんですか。インターネットからとると、こういった状態になってるわけですが。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） ご答弁を申し上げます。このハザードマップは2009年、

いわゆる平成21年3月作成したものでございまして、土砂災害、浸水被害につきましては、大きな変更はございませんので、このままではありましたが、これに施設のいろいろな変更もございました、避難所の変更も若干ございますので、それに原子力災害等のハザードマップも含めまして、来年度には改訂版をつくるような準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） この概要版は全戸数配付だったんですが、こういう概要版もできていることだし、そんな時間かかる問題ではないと思いますよ。だから、インターネットのほうももう少し整備しておかないと、表から来た人がみんな情報発信はインターネット使ってください、いろいろ言うんだけど、そういった世の中に通用する通信網の中にあるデータは常に更新するということができないと、まるまる町民に生かされた情報にはならないんで、この辺は早急に対応していただけますでしょうか。来年、今年度中なんてこと言わず、できるだけ早くということ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 答弁を申し上げます。今現在のハザードマップにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、避難所が一部変更になったような状況でございますので、それらにつきましては速やかにホームページの改訂に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 常に町長が言うように、自助、共助、公助とうたっているんで、こういったものも早く進めていかないと自主防災組織もできないし、そういったものも活用できないんで、川俣町にはことは本当に局地的に大雨が降って、大災害が発生してないんですが、まずは早急の改訂なり改善をお願いしておきます。

次に、商工会の問題なんですが、私たちの耳に入ってくるのは国が刑事告発するのは当然だと。やはり金額の多い少ない、返した返さないの問題ではないと。繰り返し何年にもわたって不正を働いていたという、その行為が、国が告発するのは当然だと。そこで、私たちも、町民の声を聞き、本日の一般質問でしているわけですが、まずは発見できなかった町の体制もなんですが、私ははっきり申しまして、反省に基づき、全ての文面を出せという町民の声を、町長はどのように考えています。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 村上源吉議員の商工会の件について答弁申し上げます。先ほど答弁申し上げましたとおりでございまして、現時点では東北経済産業局が告発をしたということでございます。それによって商工会への今回の不適正請求処理については真相が解明されていくものと思っておりますので、その点について、私も現時点、見守っていつて、それぞれの今、町といたしましては、きのうも答弁申し上げましたが、補助金等については全額返還を求め、それに商工会も応じていただきました。また、加算金等も

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと5分です。

○町長（古川道郎君） 協議をしております。その中で、総合的に今後判断していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 私のところに来ているのは、ご理解できないから告訴、告発しろということなんで、なかなか私もその辺はご理解できないんですが、その辺をもう少し精査していただけたらと。

それから、21年から25年までは調査したということなんですが、それ以前にも不正をやっていて、その不正の温床になっていたんじゃないかということで町民は怒ってるわけですよね。ただ単に調査が入った21年から25年の話ではないんだろうと。以前からそういった職員の不正もあったし、いろんなのがあったからこういうがなが長年続いたんじゃないのという町民の怒りの声なんです。その辺を考えれば、当然、町民が言う全てのうみを出すためには司法の場に任せると。内部調査では限度があるんじゃないかということが私の耳に入ってくる町民の方々の声なんですが、もう一度お聞きしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） ただいま1番 村上源吉議員からの質問の内容についても、私どもも十分踏まえながら、現在、警察が入っておりますので、その状況を注視しながら総合的に今後判断したいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 最後に、町のほうの調査結果とか、改善云々というものが出てくると思うんですが、町は検査体制の改善等を全てされて、今後このような不正が発見できないなどというような状況にならないような検査体制マニュアルができていますか、最後にお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。町でも見抜けなかったということが事実ございましたので、そういったことについては我々の体制も不備であったことについては真摯に受けとめますし、申しわけなく思っております。そのためにも、今後そういうことのないように町の検査体制の見直しを現在進めておりますので、それができ上がればまた議会のほうにもお示ししてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういった検査体制とかしっかりやって町民に余計な心配かけないような体制で町の税金の有効利用をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前10時59分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午前11時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 2番議員、高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番、高橋道弘であります。

私は、今議会において、四つの課題について町長に質問を通告いたしました。本来、議論すべき政策課題等を掲げられまして、町政の失態や行政執行の問題を質さなければならぬことに憤りを感じているところであります。

原発事故から3年半、今、川俣町が真剣に議論すべき課題は、本来は復旧から復興に移行するこの時期、50年あるいは100年かかるといわれる原発事故に真正面から立ち向かい、子どもたちや孫たちに引き継いでもらう川俣町の復興の理念と、その具体的な施策を、町政にかかわる全ての人々が覚悟を持って決定すべきときであり、そのことを町民の皆様を示す責務があると思うからであります。

しかしながら、商工会の補助金不正問題や復旧・復興事業の大幅なおくれなどによりまして、町民の力を結集して未来に一步を踏み出すという状況には残念ながら至っておりません。

とりわけ、商工会の事件、このことは役場と商工会との関係に町民の皆様多くが大きな疑念を持っております。この疑念と疑惑を晴らすことが町民の英知を結集して、復興への第一歩を踏み出す必要条件であると、私は思っております。ましてや、商工会事件の渦中の人物あるいは指導的役割を果たしたと新聞で報道されている前会長は、古川町長と政治的に密接な協力関係にあることは多くの町民の知るところであります。

したがって、古川町長はこの商工会の事件については、その全容を明らかにする政治的責任があるということを感じてもらわなければならないということをお願いし、質問に入ります。

1、商工会の4年間にわたる違法な補助金受領について、町長は執行責任をどのようにとるのか。

2、補助金の申請時審査及び実績検査の改善は図られたのか。

3、商工会の再建を図るため、町はどのような支援・指導をしていくのか。

四つ目は、かわまた復興発電合同会社についてお尋ねをいたします。

(1) 増資の公募結果はどうなったのか。

(2) 8月9日に開催されました協力者説明会は適法なものなのか。

(3) 増資による合同会社における今後の手続はどのようになるのか。

(4) 今後の事業計画とスケジュールはどのようになるか。

以上、大きく4件、細部4点について、古川町長の考えを質し、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番、高橋道弘議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、商工会の4年間にわたる違法な補助金受領について、町長は執行責任をどのようにとるのかについてのご質問でございます。さきに4番、嶋原利光議員へ答弁申し上げましたとおり、商工会は、町の商工業の振興と発展、また、町のにぎわいづくりに欠かせないものであり、これまで、町と商工会は相互の信頼関係に基づき、連

携を密にしながら、多くの事業を展開し、推進を図ってきたところであります。一日も早い町の再生・復興を目指し、取り組んでいる中で、町の商工業者を取りまとめ、復興に向け、けん引すべき商工会において、今回の補助金不正請求等が行われたことは、まことに遺憾であり、甚だ残念であります。町といたしましては、今回の不正請求等を発見できなかったことを真摯に受けとめ、不正請求等の解明に全力を傾けて調査を行ったところであります。今般、調査結果を踏まえ、不正請求等が明らかになった平成21年度から平成24年度までの10事業において、町独自の財源により交付した補助金については全額返還、金額では1,243万7,999円の返還を求めたところであります。今後、早急に、再発防止並びに補助金等執行の検査体制の見直しに取り組むとともに、商工会法に基づき指導・監督を行う県と連携を密にしながら、商工会に適正かつ健全な業務執行を徹底させ、失った信頼回復を図るように最善を尽くしていく。そして、商工会とともに、川俣町の商工業者の振興を一日も早くなし遂げることが、私に課せられた責任と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目、補助金の申請時審査及び実績検査の改善はの補助金の申請時審査及び実績検査の改善は図られたのかについてのご質問でございますが、今般の商工会における補助金の不正請求等におきましては、町が不正請求等を見抜けなかった事実を真摯に受けとめ、早急に、再発防止に向けた補助金執行の検査体制の見直しを行う必要があると考えております。今回の事案により、商工会では事業者等へ現金支払いが多く、それが領収書の捏造等を容易にしたこと、さらに、町における補助金の実績検査において、商工会が行った物品購入について、その確認が不十分であったことなどの問題点が明らかになりました。町では、不正請求等を見抜けなかった原因を改めて分析し、検査体制等の見直しに取り組むこととなりますが、具体的には、現金支払いの限定と口座振替の徹底を初め、確認事項の漏れを防止するためのチェックリストの積極的な活用、成果品や竣工写真、領収書など証拠書類の確認の徹底、そして、必要に応じ領収書の相手先に対し、事実確認を行うほか、より詳細な資料の提出を求めるなど、不正を未然に防ぐ検査体制の強化に向け検討を進める考えであります。また、補助金を申請される方に対しても、関係書類の適正な保管を初め、補助金の趣旨や公共性等について理解の促進を図るため、留意事項等を記した書類を配布するなど、法令遵守の意識の高揚を図り、適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目、商工会の再建を図るため、町はどのような支援・指導をしていくのかについてのご質問でございますが、町におきましては、8月末までに補助金等の不正請求等に係る調査を終了し、補助金の返還を求めたところであり、さらに、9月2日には、商工会に対し、役職員等の意識改革や法令遵守の徹底等を求めた是正勧告を行い、適正な業務執行に向けた事務改善計画書の提出を求めたところであります。今後、事務改善計画書の内容をしっかりと確認しながら、商工会の再生・再建を支援していく考えであり、商工会法に基づき指導・監督を行う県とも連携を図り、商工会に

適正な業務執行を徹底させ、商工会の振興発展のため、最善を尽くす考えであります。また、町では、補助金の不正請求等の調査が終了していなかったことから、今年度においては、商工会及びその関係団体に対する補助等の執行を見合わせておりました。しかしながら、補助金等の執行停止は、商工会の会員となっている商工業者に対する支援の停止とともに、商工業の振興やにぎわいづくりの停滞にもつながりかねないことから、今後、補助金の返還など商工会の対応状況を見きわめ、町議会議員の皆様とも相談しながら、補助金等の執行実施に向け、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目、かわまた復興発電合同会社の増資と今後の事業計画について問うの(1)増資の公募結果はどうなったのかについてのご質問でございますが、かわまた復興発電合同会社につきましては、本町における東日本大震災からの復興、そして本町の新たなまちづくりに対する支援を行うため、太陽光発電事業を初め、その管理・運営に関する事業、電気の売買に関する事業等を営むことを目的に、町が出資し、平成26年6月に設立したところでございます。当会社の具体的な事業につきましては、山木屋地内の4万6,000平方メートルに、2メガワットの太陽光発電事業を実施し、その売電収益から経費などを差し引いた額を復興や生活の拠点となる複合施設の維持管理費の一部として活用するため、町に寄附するものでございます。合同会社への増資につきましては、平成26年8月9日に中央公民館におきまして、山木屋地区メガソーラー発電事業協力者説明会を開催し、かわまた復興発電合同会社の会社概要、事業内容等をご説明したところでございます。説明会には、個人及び法人の方々11名が出席され、そのうち8名が説明会の内容にご納得され、かわまた復興発電合同会社出資申込書を提出されました。その結果、6名の方からのお申し込みを受け入れ、2名の方からのお申し込みにつきましては、審査を踏まえ、出資の受け入れを遠慮させていただいたところでございます。

次に、(2)8月9日開催の協力者説明会は適法なものなのかについてのご質問でございますが、基本的に合同会社につきましては、目的や考え方が一致している方々で組織し、信頼関係を構築しながら、継続的に事業を推進する性質を有しており、このことから広く出資を募るといった形態は余りとらないのが現状となっております。かわまた復興発電合同会社は、復興や生活の拠点となる複合施設の維持管理費を町に支援することなどを目的に、6月6日に設立したところでございますが、町だけの出資であったことから、今般、山木屋地区メガソーラー発電事業協力者説明会を開催し、事業の趣旨に賛同し、協力していただける方を募ったところでございます。本説明会による資本金増資の募集につきましては、1回限りとしており、金融商品取引法第2条第8項第7号に規定する有価証券の募集、または私募で、募集を複数回行う意思がない場合には、金融商品取引業の登録を要しないと解すべきという解釈から、金融商品取引法に反するものではなく、適法であると考えております。

次に、(3)増資による合同会社における今後の手続はどのようになるのかについてのご質問でございますが、平成26年8月27日に第1回出資者説明会を開催し、

出資口数及び比率、定款の変更、登記申請手続等につきまして、ご説明したところでございます。今後の手続につきましては、9月中旬には、第2回出資者説明会を開催し、定款を確定させ、出資者において、出資金の振り込み手続を進めることとしております。また、10月中旬には、法務局へ登記事項の変更を申請したいと考えているところでございます。

次に、(4) 今後の事業計画とスケジュールはどうかについてのご質問でございますが、山木屋地区メガソーラー発電事業につきましては、発電事業の収益の一部を活用して、住民の帰還やふるさとの再建に資する事業を実施するものであり、一般、原子力災害の被災地において再生可能エネルギー発電設備を導入する民間事業者等を支援いたします、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助事業に申請し、8月14日に採択されたところでございます。今後、当該補助事業を活用しながら、平成27年6月の売電開始を目指し、設計、資機材調達、建設工事等を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、答弁いただきましたので、何点か再質問をさせていただきますが、まず大きな2番の補助金の検査体制等の問題について質問させていただきますけど、答弁書を見ますと、今後、商工会には法令遵守の意識の高揚を図り、適正化をしていただくんだという答弁でございますが、成果の概要の今般は決算議会です、成果の概要をいただいているんですが、これの17ページには、職員のコンプライアンス研修、あるいは法令遵守研修会が昨年、大きく言えば2回で、それぞれ100人、106人と多くの職員の方が参加しているわけでありませうけれども、私は、この商工会の問題は、単に商工会だけの問題ではなくて、町当局そのものの法令遵守の問題があるかと思うんですけど、これらの、2回の研修で、そういったコンプライアンス、法令遵守という考え方は徹底されたのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋道弘議員のご質問に答弁申し上げます。

25年度におきまして、コンプライアンスの研修を川俣町庁舎内で行ったところでございまして、それによって、法令遵守の基本は身についたものというふうに判断いたしております。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、お尋ねを申し上げますけれども、25年度決算の中で、川俣町商工会に対する補助金等があるわけでありませうが、そういった中で当然、職員は法令だけでなく、条例、規則、要綱、全てを遵守しなくてはならないわけでありませうが、川俣町商工業振興条例補助金交付要綱第8条の規定どおり25年度の補助金の実績報告書は提出されているのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

補助金の交付要綱に基づきまして、実績報告書は規定の期日のおり、翌年の4月20日までとなっておりますので、その期日どおりに提出されております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この補助金の交付要綱の第8条を読みますと、規則第13条というのは、補助金等の交付に関する規則のことですが、規則第13条の規定による実績報告は、川俣町商工業振興実績報告書様式第4号により、事業勘定の日から起算して、20日を経過した日、または補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）の、いいですか、いずれか早い期日までに行わなければならないとこういうふうに書かれているわけですね。ですから、全額概算払いだから4月20日が正しいんだということにはうたっていないんですよ。いずれにしても、早い期日でやりなさいとこう言っているわけだから、20日以内とね。だから事業が終わった日から20日以内に間違いなく実施されましたか、実績報告は。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど述べましたとおりに規定上にございます概算払いにより、支払いをしているということでございますので、4月20日付で最初のところで提出をされたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、ですから、誰が読んでもいずれか早い日と言っているわけですよ。そしたら、事業が終わったら20日以内に出すというのが当たり前ですよ。だから、概算払いしようが何だろうが、事業勘定をした日から20日、どっちか早いほうでやりなさいとうたっているわけでしょう。ですから、20日以内に出されたんですかと。概算払いだから、20日でもいいんだというところは、どこにも書かれていませんよ、これ。いずれか早い日と書いてあるわけです。概算払いしようがしまいが、確定した日から20日を経過した日か、もしくは3月31日か、4月20日かいずれか早い期日までに行わなければならないと書かれているわけですから、20日以内に提出されたんですかと私は聞いているんです。いずれか早い日ですからね、これ。早い期日までといたら、事業勘定したら20日以内に決まっているわけじゃないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご答弁いたします。

申しわけございませんけれども、先ほど述べましたとおりに、概算払いという形で20日以内には提出されていませんで、あくまでも4月20日という形で提出されました。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 要は規則第8条どおりは提出されていなかったということですよ
ね。

それから、もう一つ確認しておきますけれども、代表監査委員から決算の審査意見書なんかも出ているわけですね。これに附随しまして、財政援助団体の監査というのが一緒に配付されています。これの一番後ろ、6番のところに監査の結果及び意見というところがありまして、これ代表監査委員から出されたものですよ。証拠書類等を監査したが、町補助金については確実に収納され、正常に運用されていたが、他の特定財源で一部不明瞭な会計処理が見受けられたため、強く改善を求めていると書かれているんですが、これはどの事業のことを言っているんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） お質しの監査の結果及び意見でございます。こちらにつきましては、町が補助いたしておりました平成25年度絹市事業とは別に、全国商店街組合連合会が補助しております新絹市事業がございます。町が補助している平成25年度絹市事業と、全国商店街組合連合会が補助しております新絹市事業がございます。この新絹市事業は、絹市の来場者、これを商店街に呼び込むためのものを目的としたもので、絹市の会場からデマンドタクシーを運行させたり、チラシ等を作成するものがございます。五つの商店会が集まって、連盟で代表となり、実施主体として全国商店街組合連合会から補助を受けたものがございます。当然、町が補助しております平成25年度絹市事業とは、別事業であり、事業内容の重複もなく、経理処理も別々にしております。ただ、この新絹市事業におきまして、事務処理のおくれによって、全国商店街組合連合会からの補助金が滞っているとお聞きしております。全国商店街組合連合会との調整によりまして、今月中に補助金は交付される見込みと伺っております。代表監査委員のお話では、町が補助いたしました平成25年度絹市事業の関連として、商工会から説明を受けたものがございますが、この新絹市事業、経理処理のおくれが明らかになったため、改善を要すると考え、指摘したものであるというふうに町では説明を受けたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、今の副町長の答弁ですと、成果の概要の165ページにある絹市事業とは全く関係ないということによろしいんですね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 答弁申し上げます。

町が実行しておりました絹市とは別に、新たな補助金として、これは先ほど副町長が説明したとおり、商店街が別にいただきました補助金でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議会初日にね、副議長の決算審査特別委員長から議案調査よくし

なさいというふうな話をいただきましたので、私も先週の金曜日に議案調査を今までになく念入りにさせていただいたところではありますが、その議案調査によれば、この成果の概要の165ページにある絹市の事業費194万4,333円とこう載っているんですが、これは間違いではないかと私は思うんですが、町長はそう思いませんか。新絹市は関係ないという話なんで、私はそう言っているんです。これは間違いじゃないですか、そうすると。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えします。

ご指摘の165ページにあります絹市事業でございますが、これはあくまでもこちらの通常であります商工会のほうでやっていただきました絹市の事業として194万4,333円でございますので、これに関しては先ほどの新絹市とは違いますので、この事業費に関しては、この事業費が精算の実績になっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私が議案調査をした限りは、この194万4,333円と書かれているんだけど、実際の実績報告書ね、この絹市実行委員会から産業課に提出されている実績報告書を見ると、当初申請書で出してきた経費の配分は全くがちゃがちゃ、当初、繰越金なんてのはなかったのに、実績報告書じゃ前年度繰越金が19万6,000円もあるとこうなっている。さらに支出のほうを見ると88万円も繰越金だと書かれてあるわけですよ。そうすると、実に総事業費の44%が繰越金だというのが、この絹市の事業なのね、これ。そうすると、町の補助金はこの成果の概要にあるように90万ですよ。90万出したら、88万何がしが繰り越していると。それは、繰越金というのも川俣町は事業費に入れて、実績検査するんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいま議員お質しのとおり、総事業費、当初それと精算という形で上がってきましたが、繰越金は当初の確認のときでは前年も含めまして、ある程度の次年度に対する準備金等もございしますが、ただ88万がそれが適正かということ、一応その段階では事業費の内部という形では確認したものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。だからこの答弁書に、いいですか。今後の検査体制では実施検査員が物品購入したときはその確認をしなくちゃいけねえとか、口座振替の徹底をするんだとか、成果品や竣工写真、領収書などの確認の徹底とかいろいろ書いてるわけですよ。だけど、実際はコンプライアンス研修去年の7月にやって1月にもやった。さっき答弁したとおり、総務課長はみんな法令遵守の考え方はわかったというふうに思ってますよと言ってますが、これ25年度の実績検査はコンプライアンス研修終わってからやってるわけよ、さっき言ったように4月20日、4月18日に出てきたんだから、実績報告。これも振興補助金交付要綱から言うと間違いね。そ

れから今、産業課長言ったけど、いいですか、申請書と実績書では二つ間違いあるんだかね。一つは申請したときには前年度繰越金というのは収入になかった、19万6,000円なんて。ところが実績見ると19万6,000円ぽんと出てくるわけ。それから、申請のときは繰越金80万も残すんだとはどこにも書いてないわけ。実際実績下がってきたら88万何がしは繰越金だと書いてるわけ。そしたらば、こういう実行委員会方式というのは大体、収入支出ツーペイになるのがごく普通の当たり前の事業のやり方じゃないですか。44%が繰越金になってくという事業に対して、町が補償しますと。これは適正に処理されたんだってことが、何で言えるんですかと私は問題提起してるんです。経費の配分が、変更になるとすれば、補助金等の交付に関する規則第6条、それから商工業振興補助金交付要綱第4条によれば、事前に町長に変更承認の手続をして、承認を受けなければならないということになってるわけじゃないですか。これもやってない。これが要は川俣町の商工会と川俣町との補助金の実態ですよ。過去4年間だけが問題ではない。25年度だって同じことやってるわけじゃないですか。不正か不正じゃないかは抜きにして、正式な事務手続とってないでしょ、全て。町長どう考えるんですか。それでこんな答弁書でこれから改善できると思ってんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

それぞれ成果の概要等も踏まえていろいろと見ていただいているわけでありましてけれども、今のお質しのようなこの補助金の申請、実績報告、また変更の承認と一連の手続があるわけでありまして、そういったところが欠けていたんじゃないかという質問でございますけれども、それでコンプライアンスが徹底してるのかということで、徹底してると言ったにもかかわらずということでございますが、まず1点目のこの補助金の申請等につきましては、先ほど申し上げましたが、今現在ここに回答は、答弁を申し上げましたけれども、このようなことで現在その見直しを図ることで、取り組んでいるところでございます。今、このような事態になっておりますので、そういったことにならないようにするためには、お質しのように補助金申請そして実績、途中のこの確認も含めて、しっかりとないれ合いでやってるといような印象ととられないように、やっていくのが筋だと思いますので、今後そのようなことにならないようにしていくためにも、25年度のコンプライアンス研修もやっておりますが、引き続き26年度もやっております。そういったものを徹底しながら職員の意識改革、改善も図っていかなきゃならない、お質しのとおりであります。これは補助金商工会だけに限らず、繰越金の問題点も指摘されておりますけれども、よそのそんなことでもそういったことは、しっかりと検査しなくちゃならない。そのようなことも踏まえて、これから町全体の補助金の資質、そしてまた実績報告も含めた確認体制を確立していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、理解できるわけないでしょ、どう考えたって。だって成果

の概要に書かれてるのは190万が正しいというふうに、町は提案するのかい、総事業費。だったら、これからもほかの団体がですよ、例えば、私も再三問題視してきた老人クラブに対する概算払いの補助金だって、残金があるからどうのこうのといって精算払いがどうのこうのってやってきたわけでしょう。けども、概算払いにしますとかえてきたわけだ。残金があつから出せねえとかなんとかって言ってきたわけじゃないですか。あるいは補助金、今まで出すときだって、その団体に残金が何ぼあつかいということは補助金を支出する上で非常に十分な要素なわけですよ。それで、何ぼコンプライアンスやったって、この補助金等の交付に関する事は昭和49年にできてるんだよ、この規則というのは。それから、この商工業振興条例は平成5年にできてるんですよ、これ。何十年も皆さんが守るべき規則だし、要綱なのよ、これ。これが一つも徹底されてねえつうことは、おかしいじゃないですか、どう考えたって。おかしいと思いませんか、町長。これを守れば、商工会の問題だって発生しなかったはずですよ。これを守ってないから発生してるんじゃないですか。一方で、金返しなさいとかいろいろ言ってるけど、一方では25年度の決算審査も、補助金の実績検査もそういうことであれば、いつになつたって是正されるなんていう担保、保証はないじゃないですか。そこを町長、どう考えるの。ただ口で言つたって、結果が伴ってないんだから、こういうふうに。改善します、今後考えますって言つたって。何でこういうものを出してよこすんですか、決算の成果の概要だといって。ちゃんと答えてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁したとおりでありまして、今、改善点について取り組んでいくということでやっておりますので、ただいまご指摘がありますようなことがないようにしていくのが改善でありますから、それがなっていないことをやってるということはおかしいんじゃないかということでございますけれども、これからこの改善点を含めて徹底した執行体制を確立していくということでの答弁内容になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。いろいろと不手際があったりすることについては、これは心からおわび申し上げる次第であります。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、そうでないでしょ。幾らチェックリストつくつたって、要綱つくつたって、マニュアルつくつたって、その要綱もチェックリストもマニュアルも守んねかったらば、何つくつたって同じじゃないですか。何で守られないということがまかり通るのか。何でそれが財政課、所管課長はもちろんだけど、財政課長も決済する、副町長も決済する、町長も決済してこういうことになってるんですか。だって実績報告は町長まで決済が行くじゃないですか、全部。副町長だって押してるじゃないですか、企画財政課長だって押してるじゃないですか。何でそのことが幾重にもチェックの機構というのはあるはずよ、役場の中というのは。それが一つも機能してないわけでしょ。これだけ問題が一方で21年度から補助金の問題を騒いでるにもかかわらず、町民の皆様によくの不信感なりを与えるにもかかわらず、25年度の実績

くらいきっちり検査したらいいじゃないですか。それがみんなして誰もチェックしないで判こ押して、はい実績です、はい成果の概要ですと出てきた。あり得ないでしょ。ちゃんとチェック機能が機能してれば、そんなことはどっかでチェックされるべきじゃないですか。何でそれがチェックされないの。そこそが問題なんですよ。マニュアル幾らつくったって、マニュアルどおり検査してなかったら意味ないじゃないですか。マニュアルどおり書類の提出を求めなかったら意味ないじゃないですか。何でそうやってんだと私は町長に聞いてるんだよ、執行責任者なんだから。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 適正な事務の執行についてのお質しだと思います。こちらにつきましては、先ほど総務課長または町長が答弁しましたとおり昨年度からコンプライアンス研修を進めております。昨年度2回あって、今年度も1回やったところがございます。幾らつくってもそれを職員の全員が真に理解して取り組まなければ意味がない、議員のご指摘のとおりだと思います。一人でも全職員がコンプライアンスを認識していただいて、全職員が同じ方向で業務できるように、私も今後も取り組んでまいりたいと思っております。また、今後の商工会に関する補助金の検査のあり方でございますが、こちらについても今見直しの取り組みを進めておりますので、こちらについて見直し終了いたしましたら、また議員の皆様にご報告して適正な事務執行を取り扱ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上、答弁です。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、私言ってるのは現場職員にだけそういうふうに責任を押しつけるような答弁をしてたらいつになつたって直りませんよ。管理監督責任が問題なわけじゃないですか。あなたたちだって決済してるのよ、その書類に。自分たちの責任はどう考えてるんだって、だから私は執行責任者の町長に聞いてるんですよ。21年度から24年度までこれだけの多くの問題を起こして、何千万も商工会へ貸すようなことになってしまった。一方じゃ25年度くらいはきっちり監査しましょうね、実績検査しましょうね、これ当たり前の話じゃないですか。それにもかかわらず、こういうことがまかり通ってるわけでしょう。そして、皆さんも決済して、決算書つくって、成果の概要つくって、中身を見ないではいはいと製本して議員に配ってるわけだ。じゃあ、あなたたちの管理監督責任はどこにあるんだい。やった職員だけが悪いとかいうだけの問題じゃないぞ。組織としての問題でしょう、これは。何でそういうことがまかり通る組織形態になつてるのかが問題なんだよ、町長。これはたまたま商工会のことだから私商工会のことでやってるけど、じゃあほかの分野だったらないのかあるのかという問題があるじゃないですか。そこを管理監督責任をどう考えてるんですかということなんですよ、私聞いてるのは。そこの反省がなかったらば、おめえらちゃんとやれよって幾ら言ったってそんなのダメじゃないですか、おめえらちゃんとやれじゃないでしょう。上がってきたものを自分が執行責任者としてどうチェックするかじゃないですか。そこの責任をどうとるんですかと私は聞いてるんだよ。一番

先の質問に戻っちゃうのよ、大きな質問のところのそこにあるんですよ。執行責任というのはあなたにあるんだから、古川町長に。何で判こをばたばたみんなして押して、うそこいた書類が出てくるんですかと、それを聞いてるんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。確かに、私まで決済が上がって専決する中で補助事業やっておりますから、それを全てチェックすることについては日々私自身もやっております。その中であって、今回もこのようなことの事案があるということの指摘でございます。ただ、決算の概要に書いてあることにつきましては、課長が説明した内容でございますから、手続上の問題で、当初申請時とまた実績を置くと違うことについての変更もないと、規則に乗っかってやっていないということについては、我々もしっかりとその辺はこれを確認をする義務が当然あるわけでありまして、ですが、この事業の執行については全体的にやっぱりコンプライアンスが大事でありますので、そういったことの徹底をもっともっと図っていくべきだということで、今年度もその研修も重ねております。議員ご指摘のとおり、町長としてどう考えてるんだということについては、これは結局は私が決済を出しているわけでありまして、最終的には私の責任でありますけれども、今後このようなことがないようにまた、しっかりとやっていく体制づくりも私の責任でありますので、その点をしっかりと徹底することについて今後、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午前11時59分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後1時00分）

申し上げます。昼食がおくれたために休憩できませんでしたので、これから休憩に入ります。なお、再開は午後1時30分といたします。よろしく申し上げます。

再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 2番議員 高橋道弘君の質問を続けます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 午前中の審議でも明らかなように、いろいろこの問題点が多々25年度決算においてもあることは明らかなんでありますが、きょう代表監査委員が来ておりませんので、この財政援助団体の審査意見に至った内容について、議会選出の監査委員もいますので、議会監査委員からこの財政援助団体の監査の状況についてお聞きをしたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 申し上げます。代表監査委員でないと答弁できないということなんですが。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） わかりました。それでは、町長言っときますけど、これ成果の概要、総事業費絹市のとこ直しとかなないと、後で決算できませんよ。絶対できませんか

らね。これきのう町長、再選するんだとか、再出馬するんだみたいなこと言ってますけど、これ選挙があるわけだから、誰が町長なるかわかんねんだから、後の町長困りますよ、88万繰越金のままこうやっていったらば。実態は88万の本当の繰越金なのか、違うのかという問題だってあるわけですから。だから、総事業費減らしておかないと、後々ことしの記念事業やるときも困るから私は指摘してるんですよこれ。よくよく決算特別委員会までに精査をしていただきたいと思います。

それでは次の質問いたしますが、メガソーラーの話なんですけど、答弁で二人断ったという話をしていますね、出資の申し込みしてたんだけど。私も説明会に参加させていただいたんですが、その二人を拒否したという、お断りしたということなんですけど、その一つは川俣町商工会だと私はお聞きしましたんで、商工会長さんにお会いをして、断られた文書を見てきたんですが、書かれてる内容見ますと、川俣町商工会が審査の基準は二つあるんだね。これまで復興にどう貢献してきた、これからどう貢献するのかとこの二つの目線で審査しますと書かれてるんですけど、商工会さんがもらった文章見ると、今までやってきた商工会、審査依頼ですよ、やってきた事業は業務の範疇外だ、範疇内だと。だから、特段復興に供したと認めないとか書かれてるわけ。もう一つはこれからの商工会の取り組みは復興に供するとは考えられねえとかこういうふうに書かれてるんです。これ間違いない判断なんですか、町長。商工会が審査依頼いろんなことやってきましたよね。東電の賠償請求のお手伝いをしたり、いろいろやってきましょ。あるいは、いろいろ不正はあったとしても、いろんな事業を持ち込んで商工業の発展のために地域の皆さんの公共の福祉の増進のためやってきたことも間違いない事実ですよ。そういったことは業務の範疇内だから供したと考えられないと。これから4分の3事業とかやるということで、商工会さんもいろいろ計画してるんですけど、それは特段復興に供するとは考えられないと、こういうふうに書かれてるわけね、その具体事業名挙げてないよ。抽象論としてそう書いてるわけ、簡単に言うと二つの結論なんだ。今までのことは業務のうち。だから特段の供ではない。これからやることは、復興に特段供するとは考えられないと書かれてるんですが、代表社員たる町長、そういう判断なんですか、商工会さんの位置づけは。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 代表社員ということでございますが、今質問にありましたように、今の商工会の申し込みについての件でございますが、商工会につきましては、今の国の補助事業等についてそれぞれの取り組み事業やっておるわけでありまして、商工会が取り組もうとしていることについては、今回もいろんな事案が出されたわけでありまして、補助事業を通して町の活性化を商工業の進展を図っていかうことでの事業であります、それぞれ商工会は取りまとめていくという重要な任務を持ってるわけでありまして。その中でありますので、今般の支出につきましては、商工会が今一生懸命やってることは我々も当然認めてるわけでありまして。しかし、その範囲の中での仕事ということで、判断をして今回、商工会としての協力については遠慮いただくというようなことでの判断に至ったということでありまして、よろし

くお願いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私はその判断は甚だおかしいじゃないかと思うんですよ。最初の大きな質問でも今後どう支援するんだと私聞いてるんだけど、例えば、川俣町商工会に、業務委託してる、震災以来ね、町が。中小企業復旧復興支援事業ということで、二人の臨時雇用して、町が商工会に業務委託してますよね。それだって商工会さんが受け入れてくれて事業やってるから多くの商工業者の方含めて助かってるわけじゃないですか。それも業務の範疇内なんですか。町から新たに頼まれたんですよ、審査依頼。商工会、それを受けてやってきたわけですよ。それも業務の範疇内なんですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 商工会が中小企業振興に基づきましてのいろんな事業をやっていたことはそのとおりでありまして、そのやってることについて我々も認めておりますし、進んで間違いなくやっていただきたいと思っています。また、商工会は今、まちづくり会社、あるいはその中における絹蔵等についても、いろいろ商工会にかかわることがあるわけでありまして、商工会としては今これだけの事業の中での不適正経理等もあったわけですが、そういったことをしっかりと今後の事業の中にやっていただく。もちろん先ほどから答弁しておりますけれども、町全体としての我々も執行体制としての責任があるわけでありまして、今後そんなことないようにしていかなくてはならないと、心新たにしているところでありますので、今回この商工会の件につきましても、今の状況の中にあって、商工会は今の事業についてその中をしっかりとやっていくというのが、私は課せられた課題ではないかなと、そんな思いでもおります。これからも、商工会の振興のためには一緒になってやって考えには変わりありません。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。私聞いたのではそうではないですよ。出資を断った理由の一つに震災以来、商工会がやってきた仕事は、業務の範疇内だから特段供するには認められねえと書いてるわけだ。代表社員の名前でそう書いてるわけでしょ、文書に。だから、川俣町が商工会さんに24年度から中小企業復旧復興支援事業ということで、業務委託してるわけじゃないですか、やってくださいって。それは商工会の業務外の話でしょう。町ではできないから業務委託しますよと頼んでるわけでしょ。町がちゃんと金払ってるんだから委託料、2年間。その詳細ちょっと問題あるからそれは決算委員会でやるけども、それも業務の範疇なんですかと私は聞いてるんですよ。商工会の業務の範疇なんですかと、町から頼まれて復旧、復興のためにやりますということで商工会が受けてくれたわけでしょ、業務委託を。町から頼んで。これも業務の範疇なんですかと私は確認してる。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。商工会が今回の原発事故発生以来、町内の企

業のために一生懸命やってきていることは私どもも認めております。保障賠償も含め、いろんな雇用の確保の問題も含めてやってきてることは、本当にそのとおり一生懸命やっているとっております。しかし、その中にあっての今回の不適切処理があったわけでありまして。そんな意味で今回の中小企業のやつも、これも商工会の中をお願いをしてやっているわけでありまして、いろんな業務も多くなってる中でございます。その中にあって、今度は先ほど来、見直しの話もしておりますけれども、そういった面ではその事業の見直しも含めて、我々がお願いする件についてもしっかりとやっていかなくてはならないそのように思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私、質問したことに答えてないですよ。町長自身が頼んだ話よ、商工会に。中小企業復旧復興支援事業というのは。町長と川俣町商工会会長が業務委託契約を結んでるんですよ。

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと5分です。

○2番（高橋道弘君） だからちゃんと答弁してもらわないと、時間とめてくださいよ。だめですよ、ずらずらとしゃべって適当にごまかして。自分で契約してることを把握してないですよ、町長今の答弁は。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 商工会の位置づけについてのお質しだと思っておりますが、商工会におきましては、広く中小企業、商工業の振興のためにいろんな施策をしております。町がやっております、町が委託してそれは本来業務ではないでしょうということでありましたが、当然それは中小企業の振興という中で、商工業の振興の中で商工会の業務というふうに考えております。以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 町は、質問に答えてください。時間をとめます。
町長。

○町長（古川道郎君） 私のほうで答弁させていただきますが、商工会が中小企業の振興のためにやるわけでありまして、これは中小企業の件についても商工会の業務としてやっていただくことで、町としては委託をしたところでございます。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時、休議とします。 （午後1時43分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後1時50分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を願います。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。これまでの貴団体の復興に対する取り組みは当社において評価するところでございますが、その多くは貴団体のしたる業務の範囲内と考えられ、特に、国庫補助金等の施策普及の実施については川俣町の復興における貢献とは考えにくいと判断させていただきました。このことでの質問であると考え

ます。それで今質問であります、中小企業雇用等対策事業等でございますが、これも町のほうから商工会のほうに国の補助を受け委託したわけでありまして、これは商工会としても本来、中小企業の振興のためにやるということの業務の一環であると考えてもおります。そんなことで、総合的な判断をして今回のような決定をしたということでありまして、ご理解を賜りたいと思います。決して商工会が社会の事業に貢献してないというような全体的な否定するものではございません。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 時間ないので最後ね、それは詭弁だよ町長。それは言っとくから。ただ、決着をつけると、商工会問題、決着をつけるってことで言えば、国が幾ら告発したって町は町だけの不正されたものがあんだから、町は町として告発すべきだと思うんだけど、何でその責任をきちっと追及しないんですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 商工会の告発の件につきましては、先ほど来、答弁申し上げておりますが、今、国のほうでは告発をしたところでございますので、町といたしましては、そのことによって真相の解明が進むものと見ておりますので、そういったことのしっかり確認をしながら総合的に今後判断をしてまいりたいと考えておりますことをご理解賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 続いて、5番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 5番、高橋道也です。町長に対して質問が私で3期目の最後になると思います。町長にはこれから後、質問できなくなるかもしれないので明快な答えをよろしくお願いします。

私は今、川俣町が抱えている問題の中から大きく3点、細部10点について町当局の考えを質していきたいと思います。

大きく1点目の町内除染の取り組みについての（1）現在実行している5地区の除染は、いつ完了するのかであります。町は議会や全員協議会の質問に対し、最初は25年3月末までに完了すると答えてました。その後、7月、10月と変わり初日の町長の提案要旨の説明では、12月に変わっておりました。本当に12月に完了できるのか伺います。

（2）24年度分の追加除染の発注はいつになるのかですが、（1）の質問の除染が先延ばしになれば、追加除染の発注もおくれるのではないかと思います。

（3）追加除染の仮置き場は完成しているのかであります。24年度、25年度除染とも仮置き場が決まらないため発注後すぐに除染にかかれなかったという大きな要因があります。追加除染も同じ轍を踏むのかが心配ですので質問します。

（4）ため池や河川の除染は実施できるのか伺います。

大きく2点目、子育て支援についてですが、私は昨年9月、ことし3月の定例会の一般質問でこのことについて、町の考えを質してまいりました。というのも震災前から少子化は問題になっておりましたが、震災後特に生まれてくる子どもの数が大変減っております。現状なり今対策をしなければ、川俣町は近い将来超少子高齢化の町に

なるのではないかと思います。次の質問をします。

(1) 町独自の子育て支援策はなにか。

(2) 保育園入園児の規制を緩和し、入園しやすい環境をつくるべきと思うが町の考えは。

(3) 子育て支援の総合的な対策を早急に考えるということだったが、その後どうなっているのか。

大きく3点目、新庁舎建設の現況と今後について伺います。議会は特別委員会までつくり、新庁舎について検討し、提言などを行ってまいりました。新庁舎については、いま一つどのように進んでいるのかが見えてきません。今後の進行についても大変危惧されることから次の3点について質問します。

(1) 現在の進捗状況は。

(2) 本体工事の発注はいつになるのか、また完成予定に変更はないのか。

(3) 用地買収はどの程度進んでいるのか。

以上大きく3点について町の考えを伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 5番 高橋道也議員のご質問に答弁いたします。

初めに町内除染の取り組みについての、(1) 現在実行している5地区の除染は、いつ完了するのかについての、ご質問でございますが、町内の除染につきましては、各事業者ともに、作業員の確保に大変苦慮しているところであり、先般、本年7月末の工期を今月末まで延長いたしました。山木屋地区などの国直轄による除染特別区域の除染作業の進捗に伴い、作業員の確保には一層厳しさが増しており、さらなる工期延長を必要とせざるを得ない状況にあります。町といたしましては、一日も早い除染の完了を目指し、各事業者としっかりと調整を図りながら、降雪期に入る前に除染作業を終えられるよう努めてまいりておる考えであります。

次に、(2) 平成24年度分の追加除染の発注はいつになるのかについてのご質問でございますが、追加除染につきましては、来月中旬ごろに発注できるよう準備を進めているところでございます。なお、除染の実施につきましては、7月28日に、対象となる地区の自治会長の皆様にお集まりいただき、内容等についてご説明をしたところであります。今後は、自治会ごとの要望を踏まえながら、地区住民の方々への説明会を実施し、追加除染について丁寧に説明してまいりておる考えであります。

次に、(3) 追加除染分の仮置き場は、完成しているのかについての、ご質問でございますが、追加除染分の仮置き場につきましては、現在の見込みにおいて、福沢、飯坂及び小綱木地区において不足が考えられるため、一部、候補地とさせていただいている土地の所有者等にご相談を申し上げているところでございます。なお、伊達地方衛生処理組合による仮設焼却炉が設置され、来年2月から可燃物の焼却が始められる予定であるため、これにより、現在、仮置き場に保管しております枝や葉等の可燃物を減らしていくことが可能となります。伊達地方衛生処理組合からは、仮設焼却炉への搬入計画について年内を目途に策定する予定と伺っており、仮置き場から可燃物

の搬出が開始された場合には、地区によっては、一時仮置きする場所の確保だけで対応できることも考えられます。追加除染の本格的な作業実施につきましては、冬季明けを想定していることから、この間、可燃物の仮設焼却炉への搬入計画の状況を勘案しつつ、仮置き場の新設や拡張について検討を進めてまいる考えであります。

次に、(4) ため池や河川の除染は実施できるのかについての、ご質問でございますが、環境省は、8月22日の環境回復検討会において、これまでの河川、湖沼における放射性物質に係る知見等を整理して、ダム、ため池、河川の底質については、水の遮へい効果があり、生活圏の空間線量への寄与が小さいことから、基本的に除染は実施しないとしております。一方で、農林水産省は営農再開に影響があり、対策が必要な場合には、震災以前の用水利用や維持管理の状況を踏まえつつ、営農再開のスケジュールに合わせて最適な取り組みを実施するとし、具体的に、必要に応じた取水施設の改良、底土の固化、被覆、除去等をその対策として挙げているところであります。町といたしましては、原発事故後、長期間にわたり泥ばきがされていないため池につきまして、放射性物質の除去及び貯水量の機能確保が図られるよう、国、県及び大学など関係機関と連携を図りながら、放射性物質の除去に向けた実証事業を初め、福島再生加速化交付金事業を活用したさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。本定例会におきましても、関係する補正予算を提案させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に3点目、新庁舎建設の現況等、今後について伺うの(1)現在の進捗状況はについてのご質問であります。まず、建設予定地の旧庁舎敷地におきまして、丸屋根倉庫等の旧庁舎附属建物5棟の解体工事と旧庁舎基礎くいの引き抜き撤去工事を9月末までの工期で実施しており、両工事とも順調に進んでおります。次に、新庁舎の設計につきましては、2月に完了した基本設計に基づき、建物の構造や設備等の詳細を検討し、設計図書や仕様書を作成する実施設計を10月末までの工期で進めております。議会庁舎建設特別委員会や、町民ワークショップ等からいただきましたご意見、ご要望をできる限り反映させられるよう、設計者と打ち合わせを重ねながら進めているところであり、建物の意匠や構造、電気設備などの詳細がまとまりつつある状況となっております。また、本事業は、都市計画区域内での3,000平方メートルを超える土地の開発になるため、開発許可申請の準備を進めているほか、あわせて、用地取得のための事業認定申請につきましても、準備を進めているところであります。

次に、(2) 本体工事の発注はいつになるのか。また、完成予定に変更はないのかについてのご質問であります。本体工事の発注時期につきましては、実施設計が完了した後に建築確認や開発許可の申請を行うこととなりますが、これら確認や許可がされるまでの期間、入札広告等の手続の期間、そして、開発許可後に行う事業認定の申請から認定までの期間が必要となるため、平成27年2月上旬から中旬には工事発注ができるよう、附帯する事務の進捗を図ってまいります。新庁舎の完成予定につきましては、平成28年3月の竣工に向け、変更を来さぬよう、鋭意、事業に取り組んでまいる考えであります。

次に、(3) 用地買収はどの程度進んでいるのかについての、ご質問でございますが、建設用地に関する用地交渉につきましては、取得予定地の地権者の方々と継続して交渉を行っておりますが、現在のところ、3件、4筆の土地につきまして地権者の方々から内諾をいただいております。予定しております平成28年3月竣工のためには、庁舎設計終了後に、速やかに開発許可と事業認定を受け、用地を取得した上で造成工事に着手する必要があることから、現在、内諾を得られている範囲内で申請の手続きを進めております。町といたしましては、旧庁舎北側の土地につきましては、不整形な敷地を整備し、災害時にも迅速に対応できる空間を確保するためにも必要な土地であると考えておりますので、引き続き交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上で、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、2番目の川俣町の子育て支援についてのご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の町独自の子育て支援策は何かのお質しでございますが、子育てのための経済的負担軽減に対する支援という視点から申し上げますと、本年度から開始いたしました小中学校の入学時における祝い金5万円の交付を初め、第3子誕生の際の出産祝い金5万円の交付、さらに幼稚園、保育園に兄弟、姉妹等が同時に入園している場合の第2子及び第3子以降に対する保育奨励金支給、また、子どもの医療費に関しましては、小学1年から3年生までについては、町単独事業として助成するなど、町独自の特色ある子育て支援に努めておるところであります。また、乳幼児の保育に対する支援といたしましては、子どもと母親との望ましいふれあいの機会を多く確保するため3から4カ月検診時における絵本のプレゼント事業として、いわゆるブックスタート事業及び乳幼児同士の交流を初め、子育て中のお母さん同士のふれあい交流、さらに情報交換の場と機会を提供する遊びの教室や子どもとみんなの広場など、多彩な事業を通して、子育て中の母親等の支援に努めておるところであります。なお、町議会議員の皆様方のご支援をいただいております子ども屋内運動場が来る9月12日オープンの運びとなり町内の子育て支援の一環として、今後存分に利活用いただけるものと考えております。また、学習面での支援といたしましては、確かな学力と豊かな心を育み、たくましい子どもを育てるために平成17年度より実施しております川俣教育推進プラン等につきまして、教育行政が主体となった事業の展開に努め、町独自の特色ある子育て支援事業を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の保育園入園児の規制を緩和し、入園しやすい環境をつくるべきと思うが、町の考えはご質問でございます。保育園の保育事業につきましては、川俣町保育条例第3条の定めによりまして、実施しているところでございますが、入園の条件につきましては、条例の中で、乳児等の保護者のいずれもが居宅外で労働することを常態としているいわゆる保育する環境にない家庭を第1号とし、第7号までの当該乳児の保育することができないと認められる場合等において、かつ、同居の親族その他の者が乳児等を保育することができない場合には、町が保育を行うことと定めてお

ります。しかしながら、本来、保育園の入園につきましては、議員お質しのとおり、保護者が希望する時期の容易に子どもが保育所に入園できる体制を整えることが、町教育行政に課せられた責務であると考えております。川俣町教育委員会といたしましては、現在、平成24年に国が定めた子ども子育て支援法などいわゆる子ども子育て関連3法の公布に伴い、町が策定を義務づけられております、町子ども子育て支援事業計画を鋭意作成中でありまして、この中に、子育てに関する保護者のニーズ調査も盛り込んでおりますので、これら多くの方々のご意見の結果を踏まえ、子育て中の保護者に対し、保育所に入園しやすい仕組みづくりや保育環境づくりに努めてまいりたいと考えております。なお、参考までに申し上げますと、現在、本町で設置しております、すみよし保育園におきましては、8月31日現在、135名の幼児が入園しております、入園を希望し待機している幼児はございません。

次に、3点目子育て支援の総合的な対策を早急に考えるということだったが、その後どうなっているのかとのお質問でございますが、川俣町の将来を担う若い子育て世代が川俣町に定住し、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる子育て支援や子育て環境を構築していくことは、町が将来に向けて発展し続けるための最重要課題と位置づけておりますことは、先の議会におきまして、議員のご質問においてご答弁を申し上げたところでございます。総合的な対策ということではありますが、子育て支援につきましては、現在、町が置かれている住環境や、教育、子育て環境及び雇用等労働環境など多様な視点から総合的に判断していくことが必要であり、さまざまな世代のライフサイクルの中で、各年代層の場面場面に応じた支援が必要であると考えております。その一つは、町内における若者が、本町で生活し、結婚して子どもを産み育てるための環境の整備を進めること。二つには、子どもを安心して育てることのできる福祉、医療、教育の充実を図ること。そして三つには、子どもからお年寄りまで家族のきずなを深くし、潤いのある豊かな生活環境を構築することです。これらの施策を具体的に申し上げますと、母子保健対策の一環といたしましては、妊婦一般健康診査に係る費用の助成、乳幼児への予防接種などきめ細かな対応、仕事と子育ての両立支援策といたしましては、保育園の延長保育及び休日保育の充実、緊急時における一時保育、幼稚園における夏季、冬季等の長期休業中の預かり保育等の事業の充実に取り組んでいるところであります。また、経済的負担軽減策といたしましては、保育園保育料の軽減や保育奨励金の交付、子どもにかかる医療費無料化などの諸施策を今後とも実施していく考えであります。先ほど議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、本年度より開始いたしました小中学生への入学祝い金、第3子出産祝い金の増額支援等につきましても、新たな子育て支援の一環として実施いたしましたものでございます。また、平成19年度より進めております男女の出会いの場の創設事業といたしまして、町ふれあい交流事業を実施しておりますが、年々希望会員もふえまして、事業が軌道に乗りつつあるところでございます。以上子育て支援の総合対策の現状についてご説明申し上げますが、子育て支援を充実するためには、議員ご指摘のとおり、町の関係各課がしっかりと連携して、総合的な対策を講じていくことが、重要で

ありますので、現在進めております諸事業の成果と効果を検証し、よりよい子育て事業の推進に努めるとともに、検証作業をする中で、住民の皆様の子育て支援にかかるニーズに十分応えられるよう、課題を明らかにしながら事業の取捨選択、新たな事業の創出に向け、子育て支援に係る総合的な施策を鋭意構築してまいる考えであります。以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） それでは2、3質問させていただきます。

まず除染に関してなんですけども、8月26日現在でいただいた進捗状況がありますけども、この中で小神地区が100%だっていうことは、パーセントから入れないでもいいということになると思うんですけども、小神以外、川俣1、2、鶴沢、福田これが実際に本格除染に入った日にちはいつかわかりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えします。川俣1については昨年12月、川俣2についても昨年12月、鶴沢地区については本年2月、小神地区については昨年8月、福田地区についても昨年8月に除染作業は開始しております。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 小神は本当に100%できてますんで、これは除いてあとの4地区で考えたときに、この実施済み箇所のパーセントなんですけど、小神地区の285戸が入って51.8%ですよ、そうするとこれを小神地区を除くとまだ半分にも行ってないんですよ、実際言って。それで、一番早い地区が8月、2地区。鶴沢がことしの2月。川俣1、2が12月から始まっているということなんですけど、きょうまでに何カ月過ぎてるとお思いますか。実際10カ月ぐらい過ぎてるんですよ。それで50%に満たないということで、きょうは町長の答弁の中では入ってなかったんですけど、多分あの提案要旨のときは12月って言ったように私は記憶してたんですけど、本当にあと3カ月でできるんですか。まだ半分にもなってないんですよ、これ10カ月過ぎて。恐らく私の場合はもう来年の3月までには十分かかっちゃうんじゃないかと。ことしみたいにまた、降雪があったということが理由になっちゃうわけですね。それはもともと前から懸念材料にして、話はしてたはずなんで、冬場の1月から3月は除くよと、その除いた中で考えていくのが本当でしょということは言ってるはずなんですけど、それをずっと同じことを繰り返してるという形になっちゃうんですけど、本当にこの12月に完了できるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にご答弁申し上げます。

先週、JVと共同企業体と調整をして、やはり、今年末、降雪までには終わっていきたくないということで、今のところ確認をしていくということで確認をしたところです。また、この際、作業員が去年は最高で1,500名作業していただいたんですが、ことしは900ちょっとであります。9月2日現在では825人にしかなくなってません。

やはり、作業員確保についてかなり苦慮しているところがございますので、町もあわせて国、県のほうに、作業員確保に対しての要望を出るところでございます。以上、答弁としたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） この除染に対してのおくれは毎回やってるんですよ実際。全員協議会などでも本当にできるのかということを確認しながらやってきてるんですけど、さっきも申しましたけど、3月、7月、10月、12月とそのたびにそこまでやるんだということを町はこうやってきてるわけですよ。それで伸びるのは人も足りないし、私は多少はやむを得ないと思ってるんですけど、何回も何回も3カ月置きとか2カ月置きに変更届を業者に要求して、出させる。その手間だって大変だと思うんですよ。この際だから、本当にできる期間を設けて、やってくべきじゃないかなと思うんです。だから12月というのはどう考えても無理ですよ。私自身も業者に聞いたところでは、ことしいっぱいは優にかかると言ってるわけですから。無理ですよ、12月なんてという話は私もちらちらとは聞いております。だからその辺は、もう一回業者さんと本当に精査してやっていただきたいと思います。それは、やっぱりもう一回、ちょっと前にやったとは言いますが、本当に私は無理だと思うんです。本当に、この川俣の2なんていうのは40%なわけですよ。あと鶴沢なんて42.3%、半分にもっていないわけですから、それをこれから人数が足りない中で、無理してやらせようと思ったときには、必ず施工になって、やっぱり雑なところが出てきたりするわけですから、その辺はよくと考えるとやってもらいたいと思いますので、もう一回精査するというをお願いしておきます。答えは、言ってください。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、作業員の確保も困難だということもございまして、再度、今月が終了になっておりますので、今月20日前後をめぐりに、業者と打ち合わせをしながら、本当に施工可能な工期をつかんで、延長をしたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） じゃあ（2）に移りたいと思います。

追加除染なんですけど、来月中旬ごろ発注するという事なんですけど、25年度の除染が終わらないうちに発注して誰がやるんですか。作業自体は、その後やるということになっているのかな。その辺、やっぱり今出している復興JVの会社に出すようになると思うんですけど、それをやっぱり10月ごろに発注はできないと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えしたいと思います。

来月中旬ぐらいに26年度工事については発注をしたいということで、さきに町長が答弁を申し上げました。年内中は、発注をしても準備工と、事前のモニタリングの

準備がありますので、そういった点をしていただいて、年明け、3月頭ぐらいから除染作業に入っていただけるという思いで、10月中旬といった考えをしたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 3月頭ということですね。それで、モニタリングもまだやっていないですね、24年度分の除染については。そのモニタリングなんですけど、やっぱり期間がおくれればおくれるほど、放射能は134がどんどん減っていくわけですよ。そうすると、これからモニタリングすると、もしかすると追加除染の分としても、0.23を下回るなんてことも可能性としては出てくるわけですよ。そういった場合に、そういうところの除染はやるのか、やらないのかお聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

追加の除染ということで、26年度発注分については宅地前の隣接山林を考えているところでございます。隣接山林については、モニタリング箇所が大体5点から6点ございます。そのうち半数以上が0.23以上であれば、面的除染を施行してもよいということで、国から返事をいただいておりますので、24年度工区については、比較的川俣町で線量が高い地域でございましたので、十分0.23はあると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 私は十分上回っていると思うでなくて、このもし下回った場合には、そこをやるのかということを知りたいんです。もう一回お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

そのモニタリングポイントで5カ所、6カ所ございますが、全体的に0.23を下回っている場合は、国・県と相談をしながら、今後、対応・対策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 実際、25年度分の除染に関しては、全てやっているわけですよ。ということは、24年でやったところが、もし国・県と相談して0.23下回っているからやらなくていいんだという判断に至った場合には、やっぱりちょっと公平性に欠けるんじゃないかと思うのね。それは自然が結構影響するわけですから、そしたらやっぱり今までどおり、仮に下回っていたとしても、やっぱり今やっている除染と同じようにやるというのが本当なんじゃないかと思うんですけど。だから、その辺は町として、やっぱり国・県としっかりと協議していただいて、24年度は20メートルまでやるんだということをやっていたらいいと思っておりますけれども、どんな考えでおられますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

24年度工区るとき、実際事後モニタリングをやっております。そういった参考例も使いながら、国・県のほうに要望してまいりたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 要望でなくて、やるんだということを、じゃあ24年やった人が、やっぱり25年と24年では除染の仕方に大変な開きがあるんですよ。実際、雑だったということが何回も、いろんな人から言われているものですから、だからやはりその辺は、町として25年度がやっぱりよくいったというのであれば、それに倣って24年度もやるというように、町としてしてください。それは言うておきます。また後、質問のときにやりますけど、余りこれやっていると時間がなくなっちゃうんで。

仮置き場なんですけど、毎回問題になってるんだよね、これ。いつも発注前に決まらないという。発注してから決めていくという、そうするとその分だけ、本格除染がおくれてしまう。今回の場合は町長の答弁書に仮設の焼却炉というのが大きくあるから、これをここまで引っ張るんだと感じに、私には見えるけど。そうして減らして、そこに入れるというようなことを考えているのかなと思うんですけど。ただやっぱりこっちのほうのこれにも書かれているんだよね。ちゃんと調整中とか、26年度除染分対応とかって。交渉もしているわけですから、やっぱり仮置き場に関しても、しっかりと交渉して、除染発注前に決まるような方法をとっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げたいと思います。

仮置き場については、飯坂、小綱木、福沢が不足する予定になっております。その件については、先ほど町長が答弁したとおりでございます。今のところ、その3地区の進捗でございますが、大体工事は終わっております。あとは周辺の隣接者の同意と、あと地権者の同意が必要ということで、地権者について今、積極的に当たっているとございまして、来月中旬までには何とかしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） この仮置き場の問題は、候補地が決まるのは早いんだよね、いつも。失敗したり、長引いたりするのは、その同意を得る地権者と、地権者は結構早いんだと思うんです。周りの同意を得るので時間を食っているんですよ。そしたらまだできていないということですよ、これ。進んでいないということですよ。だからこれも、本当に本気になってやってください。私これは除染のやつは終わりますけれども、本当に親身になって、本気になってやってください。

それでは、子育て支援のほうに移ります。町長、先日我々も参加しながら医療懇談会やりましたね、町長も参加して。その中で、出生数23年度62人、24年度75人、25年度73人、この数字ですよ。川俣町の今の現在の人口からいって、毎回私

やっていますけど、100人を割るということがおかしいんでないかと思うのね。だから、町長はこの数字に対して、どう考えているか、まず初めにお聞きます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員からの質問のありました。子どもの出生数が減っているということでございますので、私は子どもは次代を担う大事な宝物だと思っておりますし、大きな人材であります。その点でいえば、減少させないようにしていきたいと思うわけでありまして、私自身も常にそのように思っているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 町長、ちょっと待ってください、マイク交換。

○町長（古川道郎君） ふれあい事業の話も出ておりますけれども、やっぱりそういった出会いの場ももっともっと今まで以上に積極的にやって、出会いの場をつくる必要があるんじゃないかとも思っておりますが、とにかく子どもが減っていくことにつきましては、危惧を持っている一人でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 町長も私も同じ危惧を持っているということだと思いますけれども、実際、この川俣町の年々減っている人口、7年間を平均すると319人、亡くなっている方は、大体250人前後、そうすると亡くなっている人から、出生数を引いた数が本当の人口で、それを319人から引いた数が、人口が流出しているという考えでいいのかなと思うんです、私は。そうすると、その生まれてくる人も少ないけれども、川俣町から流出していく人も相当いるということになるんですよ。ということは、やっぱり子育て支援に関して、子育ての支援もする、あと町長が言ってるように、働く場、若い人たちが住みやすいようにしていくことをしないと、どんどん川俣町から人がいなくなっていくと、それもいなくなっていく人は年寄りではないんですよ、こういう場合。普通は60歳以下、65歳以下の人たちが川俣町から流出していくということになるんですよ。そうするとどんどん高齢化が進んでいく。少子化が進んでいく。それで73人、あと3年ですよ、あと3年。3年すると2クラスで間に合う小学校になるんですよ。もう待たなしなんです。町長が4期目やると言った。4期目の間にこの2クラスになっちゃうんですよ、もう。だから、今対策をしなかったら、もう本当に川俣町の将来は危ういものになるんじゃないかと。だから、私は、確かに出産祝い金と、その5万、あと入学祝い金の5万、これは一歩まで行かない、半歩くらい前に進んだかなという感じではいるんですけど、福島市の場合は、児童手当、子ども手当、二つ出しているんですよ。だから、川俣町は児童手当なんです。実際、福島市はそれに倍づけて、子ども手当を出しているんですよ。そして、これを中学生卒業まで出しているんですよ。そうすると、その一般的な子どもですよ、そうすると中学卒業までこれを足していくと、162万出していくことになる。川俣町は高いほうでいっても15万、毎月出しているわけですから、これ。だから、その辺、金額ばかりでは私はないと思いますけど、実際、これだけの開きが、この手当だけ見たってあるわけですから、いいほうに流れるというのは当たり前でないかと。

だから、もっとこの辺のところを抜本的にやっついていかないと、私はやっぱり便利な福島に行っちゃうのは当たり前の話だと思うんです。だから、町長もその辺のところを考えて、やはり次の、やるわけですから、なれるかどうかわからないですけど、やるわけですから、その意思はあるわけですから、ここでやっぱり大きな意思を持って、3月の予算にはどんとつけると、子育て支援の。あ、そいつはわかんないけど、まあ12月、11月だから、やると言えば、次に引き継がれるわけですから、答弁をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 質問にありますように、よその手当等もよそのほうから差がつくような手当じゃなくて、しっかりとした手当をしながら、子育て支援策の充実の一つにしていきたいと、私もそう思っておりますので、この後、調査をして、対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） それで、実際川俣町も同じようなことはやっているんですけども、福島市は第2弾で、また3人目の子どもさんね、これを保育園無料化するという施策を来春からやるというようなことが新聞に載っております。だから、どんどん、その国全体がその問題を最大の日本の国の本当に行く末を案ずる材料になっているわけですから、それはやっぱり町としても、そこを早めにつかんで、やっぱり子どもが100人以上は必ず町にいるということを目指して、やっていただきたいと思います。あと、保育園なんですけど、今保育園は業務委託して、社会福祉協議会に委託していますね。ただ、いろんな手続は町でやっている、教育委員会のほうでやっているんですけど、実際、その通常保育というのが午前7時半から6時半までですか、だよ、これ。そうですよね、午前7時半から午後6時半までが通常保育の時間ですよ。だから、その中で一つには、やはり保育園から4時にできれば迎えに来てくださいみたいなことを言われると。そう言われちゃうと、やっぱり父兄としては預けているんだから、やっぱり何となく迎えに行かざるを得なくなっちゃうと。そうすると普通、通常5時半ごろまでは仕事の時間ですよ。そうすると仕事を途中でやめて行かなくちゃいけないとか、あとは正社員になれないとか、そういう問題が出てくるんですよ。だから、その辺のところも、やはり通常保育ということであっているわけですから、その時間はいらっしやいと、いつでも見ますよと。気持ちよく見てあげるという状態にしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

私ども事務並びにいわゆる直接その運営にはかかわっておりませんで、教職員の指導と、保育員の指導等が中心でありますけれども、ただいま高橋議員から頂戴いたしました、そういう問題点等について、私どもも調査の上、本当に保護者が心配しないで、安心して子どもを預けられるような体制づくりに、私どもも援助、指導してまいりたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 先ほども言ったように、そういうこと一つ一つが町から人がいなくなっていく原因になっていくわけです、実際。住みにくい、子育てしにくいということになるわけですから、川俣町の場合は、保育園はすみよし保育園一つなんです。そうすると選択できないんですよ。ほかの保育園に預けたいと思ったって。福島市の場合は、あっちこっちにありますから、市立保育園もあるし。そうすると、こっちの保育園で悪かったら、向こうの保育園というような選択もできるわけですよ。だから、やはりすみよし保育園一つなんだから、その一つを充実させて、誰でもやっぱり保育園に入れるように、待機児童はいないという話でしたけれども、ただ、預けたいという人もあるかもしれない。いるんですよ、実際は。だから、それをやっぱりいつでも預かりますよということを考えていただきたいと思う。それで、実際のすみよし保育園の定員というのは130名、今現在135人、定員が5人オーバーしているということなんですけど、それについて、抜本的に保育園をもっと定員をふやす、そんな考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

実は、すみよし保育園のいわゆる園庭を含めた敷地、これが限られておりまして、これ以上の増設、教室をふやすということは、ちょっと今のところ難しい状況にございます。したがって、その代替として今後考えていかなければならないのは、いわゆる幼稚園と保育所の共有化といいますか、幼稚園の中に保育所の機能を持たせる、今、南幼稚園がその一部をやっているわけでありまして、本格的に給食等の施設を配備した、そういう保育園の構想等も、今構築しているところでありますので、もうしばらく、総合的な計画の中に盛り込むまで、しばし時間をいただきたいと存じます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） だから、教育長答弁できないことなんですよ。実際、総合的な保育園とか、子育て支援の施策として考えていかなきゃいけないのは、すみよし保育園の建てかえだってあるわけですよ。実際、本当に保育園をやろうとしたら、建てかえて、きちっとした保育園、今現在、本当に手狭なところで、あの保育園だって、あんまり新しいとは言えない保育園だと思うんです。だから、それも含めて総合的に子育て支援策ということで考えてやっていかないと、子どもの人数の回復には至らないんでないかなと思っておりますので、町長はそういう気持ちがあるのか、ないのか。町長の考えをお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

川俣町で、誰もが安心して子育てのできる環境をしっかりとつくっていくのが、私は町政の大きな柱の一つだと思っております。そんな意味では、今お話しあります子

どもの子育て環境の整備について、保育園・幼稚園、今、教育長が答弁申し上げましたが、すみよし保育園の待機児童ゼロにしようということで、対策を立ててきておりますが、そんな中であって、幼稚園にも延長保育を入れることで、幼稚園・保育園一体化の事業に、町としては取り組んできております。したがって、今の質問等につきましても、今、南幼稚園でやっているわけでありまして、その趣旨をしっかりと検証しながら、今いわゆる質問のありました4時になったら迎えに来てもらわなくちゃならないというような実態があることも、我々もよく話を聞いて、そういう問題も解消して、本当にお母さんが安心して職場に行け、そしてまた子どもさんも、安心して保育園等で遊び、学べる環境をしっかりとつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） その南幼稚園の保育ですか、保育に準じたもの、これは私が聞くところによるとあんまり好評ではない。みんな行きたがらない。やっぱり兄弟が別れて行くとか、便利が悪いとか、やっぱりそれで評判は私はすこぶる悪いと思っております。だから、やはりすみよし保育園をこのまま続けていくのであれば、それを充実させるのが本来の仕事かなと思います。だから、それをやっぱりやっていただきたい。幼稚園の時間延長では、やっぱり保育園の機能は果たせない私は思っています。だから、その辺もよくと調べてやっていただきたいと思います。

あと、庁舎はないですね。

用地買収だけやります。用地買収なんですけど、本当にやっているんですか。何かね、私も聞くところによると、さっぱり来てくれないと。本当に買う気あんのかいという話をよく聞くんですけど、実際言ってみると、買収が本当に図面見せられたときに、その買収しないといけない土地が役場庁舎、本庁舎建てる場所から外れていたのね。だからこれは、買わなくても庁舎は建つんだという考えで設計図をつくっているのかなという感じで見ただけですけども、その辺の用地買収は、どの辺まで本当に進んでいるのか。さっきの答えはいただきましたけれども、もう一回お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 答弁申し上げます。

役場敷地の周辺の土地の所有者と何度か用地交渉しておりまして、計画等につきましてもご説明申し上げ、あらかじめ内諾を得られた方もございます。27年度末には、庁舎建設を完了させたいということで、ただいま事業計画の認定のための準備などを進めておりますが、そのために必要な用地の確保も時間が限られておりまして、現在までに内諾を得られている方の土地を対象として事業計画を現在進めております。

しかし、まだ内諾を得られていない土地につきましても、今後引き続き用地交渉を行いまして、庁舎建設完成後も周辺環境整備を含めまして、これは用地の取得に向けて進んでいかなければならないというふうなことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） これで60分経過いたしましたので、高橋道也議員の一般質問を

終了いたします。



◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただきます。あす10日水曜日は、各常任委員会を開催していただきます。

なお、各委員会の運営につきましては、各委員長にお願いいたします。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時54分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 鳴 原 利 光